

平成 25 年度 第 2 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 25 年 6 月 4 日（火）17:30～18:45

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 10 階 総務省第 1 会議室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 草野委員 村岡委員
吉山委員

（総務省）渡会年金業務監視委員会事務室長 三宅総務課長 小原評価監視官
永留評価監視官

（厚生労働省）高倉年金管理審議官 八神事業企画課長 大西事業管理課長
尾崎政策企画官

（日本年金機構）水島理事長 薄井副理事長 矢崎理事 深田理事 松田理事
野口経営企画部長 本田財務部長 北波事業企画部長
柳樂記録問題対策部長 町田国民年金部長 岡村厚生年金保険部長

4 議事次第

○厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

- ・日本年金機構平成 25 年度計画について
- ・平成 25 年度予算の詳細について
- ・「気になる年金記録、再確認キャンペーン」について

5 会議経過

○ 日本年金機構平成 25 年度計画及び平成 25 年度予算の詳細について、日本年金機構から、資料に基づき説明があった。

また、厚生労働省及び日本年金機構から、時効特例給付に係る問題への対応について、次のとおり、報告があった。

- ・ 厚生労働省に設置されている監察本部が平成 25 年 4 月 25 日に開催され、監察本部の下に副大臣をトップとする外部の有識者からなる時効特例給付の事務処理検証ワーキングチームを設置。当該ワーキングチームにおいて、疑義解釈の対応、業務の処理基準、機構現場と厚生労働省の間の連携、業務分担について問題の所在を明らかにし、改善点を検討する。
- ・ 年金機構においては、不統一が認められ追加支給が必要なケースについて、7 月に追加支給ができるように、現在準備作業を進めている。また、時効特例給付に係る問題への対応策の実施について、理事長をトップとする検証委員会を立ち上げ、対応策の評価・検証に取り組んでいる。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 厚生年金保険における未適用事業所への加入勧奨の実施において、勧奨による加入状況及び加入後の保険料納付状況は把握しているかとの質問に対して、勧奨した事業所の約 4 分の 1 は加入しているが、これらの事業所の納付状況について傾向をとらえた統計はないとの回答があった。

- ・ 厚生年金保険の保険料の滞納問題について、保険料の督促や徴収が強引な手法により行われているという国民の声も上がってきているようなので、徴収の仕方を心配しているという意見に対して、平成 23 年度の差押え件数は 16 万件、24 年度が 18 万件となっており、差押え件数は増加しているものの、差押えに至る過程においては、事業所と相談をし、経営状況等を踏まえ無理のない納入計画を作成してもらって対応するようにしている。その中で、納入計画による納付指導等に従わないなど悪質な場合や事業所が倒産した場合に差押えに至るとの回答があった。
- ・ 年度計画において、国民年金の納付率向上に向けて、平成 23 年度分の最終納付率については、平成 23 年度の現年度納付率から 6.5 ポイント程度の伸び幅を確保するとされているが、6.5 ポイントの根拠は何かとの質問に対して、23 年度から 25 年度に向けての納付率の伸びを考慮した上で、設定したとの回答があった。
- ・ 国民年金の納付率の目標値について、平成 23 年度及び 24 年度の目標値と各年度の実際の納付率の伸び率はどうなっていたかとの質問に対して、23 年度計画において、21 年度の最終納付率は、現年度納付率から 4～5 ポイント程度の伸び幅を確保するとしていたところ、23 年度末で 65.3%となり、現年度納付率 60.0%から 5.3 ポイント伸びて年度計画の目標を確保したとの回答があった。なお、目標値の設定は、年金事務所それぞれの地域の目標を設定し、各ブロックは各年金事務所の目標設定を受けてブロック内の目標を設定し、最終的にブロックの目標を積み上げて機構全体の目標としているとの回答があった。
- ・ 納付率など具体的な目標を設定して取り組むことは重要であるが、旧社会保険庁時代にノルマによる弊害が指摘されたことがある。このような弊害が新たに発生しないような工夫・取組は行っているのかとの質問に対して、コンプライアンスの確保及びリスク管理として、今年度から体制を整備している。具体的には、国民年金では、機構本部に国民年金部長を主査とする行政検討会を設置し、ブロック機関及び年金事務所の対策の取組状況を報告させ、その内容を分析した結果、仮に報告内容に異常値があれば原因を分析し、現場に出向いてどのような取組をしているのかを確認し、改善を図るなどリスク管理体制の整備を実施しているとの回答があった。
- ・ 年度計画の取組に当たっては、各年金事務所等において具体的な行動計画等を策定しているのか、研修についてはどうか、また個々の取組に対して具体的に効果を上げているのかといった検証の取組は行っているのかとの質問に対して、例えば、国民年金の納付率向上に向けては、年金事務所ごとに行動計画を策定することになっている。研修の実施に当たっては、機構全体としての研修に基づき実施するもののほか、この計画を受けてブロックごとに研修計画を策定し、研修の実施状況をフォローアップする仕組みになっているとの回答があった。
- ・ システムについて、システムが物理的にクラッシュしたときの対応としてデータのバックアップ体制は確保されているのか、また、システムの運営費について、経費を抑えるための工夫は何か実施しているのかとの質問に対して、データのバックアップは、当然に実施しているところであるが、さらなるバックアップ体制の充実について、今後も検討していきたい。また、システムの調達については、システムは特定の

ベンダーが構築しているが、システム周辺の機器は汎用化できるよう取組を進めているとの回答があった。

- ・ 時効特例給付に係る問題については、検証委員会を設置して検証するとのことであったが、このように業務上の判断が分かれる事案等について、組織全体で大きな問題につながらないようにするため、平成 25 年度計画において、具体的な対策が盛り込まれているのかとの質問に対して、昨今の不祥事案の発生を踏まえ、年度計画において、リスク管理とコンプライアンスの確保を盛り込んでいるほか、事務処理誤りが発生しないように、業務の標準化を進め、マニュアルの整備を図り、事務処理誤りの情報の共有、要因分析、事務処理マニュアルの充実、職員への周知を図ることとしているとの回答があった。
- ・ 時効特例給付に係る問題において、内部告発という形で問題提起があったが、問題提起に関する機構の対応において改善すべき点について検討が行われているかとの質問に対して、様々な情報を受け取るルートがあることから、それぞれのルートにおいて、なぜ問題が提起されたかという背景事情を含めて、いかに業務上の問題を察知して経営上重要な問題にならないように対応するか、現在その体制の構築を行っているところであるとの回答があった。
- ・ 時効特例給付に係る問題において、調査委員会で明らかになったケース以外に、機構において不統一・不公平な運用が行われていた疑いがあるとの指摘がなされたケースへの対応はどうなっているのかとの質問に対して、不統一の可能性があるとされた 6 ケースや 10 ケース以外のケースについては、サンプル的な手法も含めて全件を対象に検証の作業を行うこととしているが、対象範囲や点検の手法について年金局と相談をしながら作業を進めていきたいと考えている。なお、現時点では、まずは不統一が認められた 4 ケースについて、7 月から順次追加支給を行うことを最優先に作業を進めているところであるとの回答があった。

○ 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」について、日本年金機構から資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 年金記録回復の具体的事例として 3 つの例が挙げられているが、これはキャンペーンの成果として広く周知することで、本人から年金記録の確認に至る大きなきっかけとなると考えられ、ホームページ等に掲載するなど大いに活用することが必要ではないかとの意見に対して、国民の方に具体的事例を提示して具体的なイメージを持っていただき、行動に移していただけるよう周知に努め、ホームページ等に掲載していきたいとの回答があった。
- ・ 「ねんきんネット」を導入している市町村は、300 ほどであったと思うが、市町村において、「ねんきんネット」を活用し、生活保護者や高齢者等を対象に年金記録の発見につなげることは、年金額の増加や年金受給権の確保につながり、非常に重要だと思われるが、人口の多い都市などでは「ねんきんネット」の導入が進んでいない状況が見受けられる。機構として原因の分析や今後の対応をどのように行っていくのかとの質問に対して、今年 4 月から政令指定都市で「ねんきんネット」を導入

する市が増えており、現在「ねんきんネット」を導入している市町村は 894 となっている。ある政令指定都市では、区役所ごとにアクセスできるような環境を整えている。機構としては、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を通じて市町村に対して「ねんきんネット」の導入のメリットについて情報提供を行い、協力を求めていきたいとの回答があった。

- ・ かなり昔の厚生年金保険の記録が見付かった場合に、記録の統合を行うことによって年金額が下がってしまうケースがあるが、そのような場合はどのように対応しているのかという質問に対して、受給者の場合は、年金額の計算をした上で減額となる場合は、本人の確認を得られないと訂正は行わず、被保険者の場合は窓口で訂正の是非を本人に確認しているとの回答があった。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)